

新潟県教育委員会告示第5号

県立学校

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>定年前再任用 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用することをいう。</u></p> <p><u>(22) 暫定再任用 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は同法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用する場合をいう。</u></p> <p>(辞令書)</p> <p>第16条 <u>第3条第3号から第22号までに掲げる行為</u>を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第8号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (氏名) 欄の記入 規程第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。</p> <p>II (略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入 規程第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上覧から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。</p> <p>1～18 (略)</p> <p>19 <u>定年前再任用</u></p> <p>(1) 教諭、講師、養護教諭、<u>実習助手</u>又は栄養教諭に<u>定年前再任用</u>する場合 新潟県公立学校教員に<u>定年前再任用</u>する ○○(週○時間勤務)に補する 教育職○級に決定する 新潟県立○○高等学校○○分校勤務を命ずる</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>再任用 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。</u></p> <p>(辞令書)</p> <p>第16条 <u>第3条第3号から第21号までに掲げる行為</u>を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第8号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (氏名) 欄の記入 規程第3条第3号から第21号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。</p> <p>II (略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入 規程第3条第3号から第20号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上覧から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。</p> <p>1～18 (略)</p> <p>19 <u>再任用</u></p> <p>(1) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に<u>再任用</u>する場合 新潟県公立学校教員に<u>再任用</u>する ○○に補する 教育職<u>2級</u>に決定する 新潟県立○○高等学校○○分校勤務を命ずる</p>

〇〇課程担当を命ずる

期間 年 月 日から
年 月 日まで

- (2) 定年前再任用の任期を更新する場合
定年前再任用の任期を 年 月 日まで更新する
- (3) 定年前再任用の任期の満了
定年前再任用の任期の満了により退職した

20 暫定再任用

- (1) 校長、教諭、講師、養護教諭、実習助手又は
栄養教諭に暫定再任用する場合

新潟県公立学校△△に暫定再任用する

〇〇に補する

教育職〇級に決定する

新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる

〇〇課程担当を命ずる

期間 年 月 日から

年 月 日まで

注 短時間勤務職員として暫定再任用する場
合は、職の末尾に（週〇時間勤務）を加え
る。

- (2) 暫定再任用の任期を更新する場合
暫定再任用の任期を 年 月 日まで更新す
る
- (3) 暫定再任用の任期の満了
暫定再任用の任期の満了により退職した

〇〇課程担当を命ずる

期間 年 月 日から
年 月 日まで

注 短時間勤務職員として再任用する場合
は、職の末尾に（週〇時間勤務）を加える。

- (2) 再任用の任期を更新する場合
再任用の任期を 年 月 日まで更新する
- (3) 再任用の任期の満了
再任用の任期の満了により退職した